

最大200万円!

令和2年度村山市子育て応援・定住促進事業補助金

◎事業概要

村山市に定住することを目的に、住宅の新築、改築、新築建売住宅の購入、土地（中古住宅）を購入する方を対象に助成金を交付し、経済的な支援を通じて、定住人口の拡大、並びに、地域経済の活性化の促進を図ることを目的とする事業です。

①～④の各支援事業は組み合わせて受給することができ、全ての支援に該当する方は、最大で200万円の支援が受けられます。



補助金の種類及び要件

新規事業 R2.4月～

① 定住促進住宅建設支援事業・・・50万円を助成します。

- ・市内に自ら居住する住宅を新築、改築または新築建売住宅を取得すること。
(4/1以降に工事請負契約をおこなったもの)
- ・新築、改築の場合工事費又は購入費が500万円以上
- ・併用住宅の場合は居住部分の面積が全体面積の1/2以上であること。
- ・登記において所有権を有すること。

② 子育て応援住宅建設支援事業

・・・100万円（中古住宅購入の場合25万円）を助成します。

- ・市内に自ら居住する住宅を新築、改築または新築建売住宅を取得すること。
- ・土地付の中古住宅を購入し当該住宅に3年以上居住すること。
- ・申請時において、中学生以下の子を養育している、または出産の予定があること
- ・新築、改築の場合工事費又は購入費が500万円以上、中古住宅購入の場合購入費が150万円以上であること。
- ・併用住宅の場合は居住部分の面積が全体面積の1/2以上であること。
- ・登記において所有権を有すること。

③ 地元企業住宅建設支援事業・・・25万円を助成します。

- ・市内に自ら居住する住宅を新築、改築または新築建売住宅を取得すること。
- ・工事費又は購入費が500万円以上であること。
- ・市内に本店を有する個人または法人の建設業者に発注すること
- ・市内に本店を有する個人または法人の建設業者が建設した新築建売住宅を購入すること
- ・併用住宅の場合は居住部分の面積が全体面積の1/2以上であること。

④ 定住促進土地（中古住宅）購入支援事業

・・・25万円を助成します。

- ・市内に自ら居住する住宅を新築するために土地を購入し当該宅地の購入の日から3年以内に住宅の建設 確約できること。
- ・土地付の中古住宅を購入し当該住宅に3年以上居住すること。
- ・購入費が150万円以上であること。

* 補助金の申請は、契約後速やかに行ってください。

共通要件

- ・新築、改築の場合は工事契約後に申請すること。
- ・建売購入、土地（中古住宅）購入の場合は売買契約後申請すること。
- ・市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。
- ・年度内まで完了報告書を提出できること。

☆各補助金は組み合わせて申請することができます。

☆定住促進住宅建設、地元企業住宅建設および土地（中古住宅）購入支援事業は子育て世帯以外でも申請できます。

2、必要な書類

▼申請するとき

各事業に共通する書類

交付申請書、契約書の写し、位置図、同意書（市民の方の場合）、住民票謄本（市外の方の場合）、併用補助事業確認書

各事業ごとに必要な書類（重複する場合は1部）

◎定住促進住宅建設支援事業

住宅の平面図、既存平面図（改築の場合）

◎子育て応援住宅建設支援事業

住宅の平面図、既存平面図（改築の場合）

※妊娠中の子が対象の場合は母子手帳を確認させていただきます。

◎地元企業住宅建設支援事業

住宅の平面図、既存平面図（改築の場合）

◎定住促進土地（中古住宅）購入支援事業

土地の公図、住宅建築確約書（※土地購入のみ申請の場合）住宅の平面図（※中古住宅購入の場合）住宅居住確約書（※中古住宅購入の場合）、土地（中古住宅）の写真

▼申請内容を変更（取下げ）するとき

変更（取下げ）承認申請書

▼完成したとき

完了報告書、建物及び土地の登記事項証明書（申請者の所有権を確認できるもの）、写真（着工前、着工中、完成※住宅建設のみ）、住民票謄本

3、手続きの流れ

- ① 交付申請
↓・・・審査、交付決定通知
- ② 完了報告書提出（登記完了後）
↓・・・審査、額の確定通知
- ③ 補助金の請求
↓・・・請求書、指定口座へ振込
- ④ 補助金の受領

【申込・お問い合わせ】
村山市建設課 建築係
電話 55-2111